

経営協議会学外委員からの主な意見への対応状況
(2024年1月～2024年10月)

経営協議会	学外委員からの主な意見等	対応状況
<p>第90回 (令和6年1月29日)</p>	<p>防災について</p> <p>先般の羽田空港の航空機接触事故で人命が助かったのは、常時の訓練の成果であるとの指摘もあり、コロナ禍が去った今、現実に役立つ訓練を実施することが肝要だと考える。非常時参集要員に係る名簿の整備や、連絡先が更新されているか等の確認が必要。実際、訓練を行う際にも、少し予定外の要素を入れる等により、参加者の災害への意識を喚起するような実際的な訓練を行ってはどうか。また、本学の特徴として、海外に留学している学生や、海外からの留学生も多いので、海外で災害が起きた場合や、日本が被災した場合等、どういう対応をするのか具体の想定を確認してはどうか。なお、災害時の対応として、地域との関係で、本学が何をどこまで実施するのか、予め検討しておく必要がある。</p>	<p>例年11月頃に学生及び教職員を対象に地震から身を守るシェイクアウト訓練や安否確認訓練等を主とした全学防災訓練を実施している。2023年度は、危機管理に関するマニュアル等の全般的な見直しを行っており、全学防災訓練の結果を踏まえつつ、具体的な災害時の行動手順等を盛り込んだ「災害対策マニュアル」の改訂を行ったところである(2024年3月)。2024年度には、本マニュアルを基に、全学生及び教職員を対象とした避難誘導訓練を訓練内容に加え実施し、手順等を確認するとともに、構成員の更なる防災意識の向上を図る計画としている。</p> <p>また、勤務時間外において大地震等の災害が発生した場合を想定した「災害発生時における職員非常参集要領」を新たに制定した(2024年3月)。これにより、今後、緊急参集要員名簿の整備を行い、災害発生時の緊急対応に備える。</p> <p>海外で大きな事故・災害が発生した際の対応ため「学生・教職員海外派遣マニュアル」を整備しているほか、危機管理会社である日本エマージェンシーアシスタンス社と契約を締結し、海外渡航する学生及び教職員が、同社が提供する海外派遣危機管理サービス『OSSMA』(医療支援をはじめとする海外生活での問題解決支援を行うアシスタンスサービス)に加入できる体制を整えている。</p> <p>学生の渡航先で大規模な自然災害・事件等が発生した場合は、留学支援共同利用センター(通称:トビタセンター)が、安否確認を実施し、その状況を、学長室に随時報告している。</p> <p>なお、加入者の場合は、OSSMA が同時並行で定期安否確認・臨時安否確認を実施するため、その情報も参照のうえ、学長室に報告する。</p> <p>出国までのサポートが必要な場合など、適宜、トビタセンター及び留学生課において、派遣学生の家族(保護者)、派遣留学先の大学、現地大使館等の協力を得ながら、対応を行っている。</p>

経営協議会	学外委員からの主な意見等	対応状況
	<p>災害に対する意識は、日本人学生と留学生とでは違いがあると思う。留学生の危機意識を高めるために、大学として避難訓練等への参加を必須とするような仕掛けを考えてみてはど</p>	<p>学生に対する災害に対する備えとして、オリエンテーション時に、本学作成の「災害発生時の心得」（日本語、英語、中国語、朝鮮語）を配付し、学生が個々で参照できるようにしている。</p> <p>また、留学生及び国際交流会館に居住する日本人学生向けに、東京消防庁、東京都の協力を得て、春と秋の年2回の防災訓練を実施している。訓練の内容は、①避難訓練 ②通報訓練、③初期消火訓練、④応急措置（AED）、⑤起震車体験の5つからなる。2023年度に火災が発生した際の経験から、避難後の安否確認を迅速に行うため、2023年度の秋の訓練から新たに避難後の点呼訓練を実施した。参加者に対して備蓄食料を配布し、災害対策意識の醸成を図っている。来年度は安否確認訓練として、防災訓練と平行してANPICの使用訓練を行う予定である。</p> <p>なお、本学の施設設備においては、留学生や外国人教員等への対応として、地震時に自動放送される緊急地震速報の多言語化(日本語、英語、中国語、朝鮮語)を実施している。</p>
<p>第91回 (令和6年3月26日)</p>	<p>2024年度資金運用計画について</p> <p>この（2024年度資金運用）計画自体の話ではないが、やはり金利については、世の中の的に金利のある世界がまた戻ってくるということがあるので、よく状況を見極めて、運用を検討してはどうか。</p>	<p>対応状況</p> <p>国立大学法人は、公的性格の強い法人であることから、余裕金の運用の範囲は、文部科学大臣の認定を受けた範囲に限定されている。</p> <p>本学では、現在、定期預金や一定の社債などでの運用が認められているが、より積極的な資金運用を行えるようにするためには、学外金融有識者や専任の運用担当職員の配置など、資金運用の体制を整えた上で、改めて文部科学大臣の認定を受ける必要がある。そうした体制の整備に要するコスト、本学で運用に回すことのできる資金の額、その金額の運用によって得られるリターンの見込みなどの点を総合的に勘案し、今後の資金運用の在り方について、継続的に検討していきたいと考える。</p>